平成２３年（フ）第２３９９号
大阪府摂津市鳥飼下３丁目31番４号、申立時の住所大阪府摂津市鳥飼野々３丁目３番５号
債務者　佐々木かおる
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３３７号
大阪府吹田市山田東４丁目５番４号
債務者　田尻　義幸
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４４２号
大阪府寝屋川市河北西町９番５号
債務者　相良　　修
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３３１号
大阪市東淀川区豊里４丁目５番21号　ハイツサンコー406号
債務者　Ｋ・Ｕ工房こと　窪谷　博文
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６９６号
大阪府四條畷市南野４丁目４番57号、前住所奈良県生駒郡平群町大字若井35番地25
債務者　池田　綾佳
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８１６号
大阪市住之江区御崎２丁目14番８―601号
債務者　加賀　深雪
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８４７号
大阪市平野区喜連西３丁目３番３―807号
債務者　田淵　弥生（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８８１号
大阪市西成区天下茶屋２丁目21番６―106号、前住所兵庫県尼崎市南初島町８番地の66
債務者　大口　　稔
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８８３号
大阪市旭区中宮５丁目７番10号　エクレール中宮202号
債務者　Ｑ‘ｓこと　勝原久美子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９１１号
大阪府茨木市太田１丁目16番22号、前住所大阪府茨木市主原町10番７号
債務者　鶴岡　智順
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９２２号
大阪府高槻市柳川町１丁目11番７号
債務者　杉田雄一郎
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０２１号
大阪府茨木市春日４丁目１番18―303号
債務者　吉岡　弘子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１３０号
大阪府吹田市春日４丁目２番１―1010号
債務者　楠本　葉子（旧姓下園）
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２５２号
大阪市港区田中２丁目８番21―1010号
債務者　藤原　和行
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３６５号
大阪府門真市柳田町18番15―302号
債務者　白井亜希子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４２０号
大阪市東淀川区大道南２丁目８番16―702号
債務者　守屋真由美
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４３２号
大阪府茨木市本町７番２号、前住所大阪府高槻市淀の原町54番５号
債務者　山﨑　和広
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４３６号
大阪府東大阪市御厨東２丁目２番７号
債務者　福田ひろみ
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部